

2 道路に関する基準

2 道路に関する基準

2-1 都市計画法第33条第1項第2号

法第33条（開発許可の基準）

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

- イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
- ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
- ハ 予定建築物等の用途
- ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

本号は、開発許可段階で想定される予定建築物等の敷地の周辺に、予定建築物等の用途、敷地の規模、配置等に応じて所要の便民施設を確保しようとする趣旨の規定である。

設計が適合していることとは、当該開発行為の設計が都市計画を妨げるものではないことはもちろんのこと、技術的に可能であり、かつ、事業者に不当な負担とならない範囲でできる限り都市計画の内容を実現すべきことを要求する趣旨である。例えば開発許可の区域内に都市計画決定された公共施設が定められている場合、その部分の空地の確保が原則許可要件となるという趣旨である。

2-2 都市計画法施行令第25条第1号（開発区域内の道路の配置）

令第25条（開発許可の基準を適用するに必要な技術的細目）

一 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

開発区域内に設ける道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害せず、発生交通量、居住者の動線等を考慮し適切に配置すること。また、道路の配置にあたっては、居住者の安全を配慮するとともに、居住環境を害することのないように十分に検討を加えること。

2 道路に関する基準

2-3 都市計画法施行令第25条第2号（敷地に接する道路の幅員）

令第25条（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

二 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6 m以上12m以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4 m）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。

規則第20条（道路の幅員）

令第25条第二号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が1,000㎡未満のものにあつては6 m（多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、8 m）、その他のものにあつては9 mとする。

規則第20条の2（令第25条第二号ただし書きの国土交通省令で定める道路）

令第25条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 二 幅員が4 m以上であること。

規則第24条（道路に関する技術的細目）

五 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

(1) 都市計画法施行令第25条第2号道路（開発区域内の敷地に接する道路）

開発区域内の敷地に接する道路の幅員は、予定建築物等の用途、敷地の規模に応じて表2-3-1に掲げる規定値を満たすこと。なお、開発区域内の敷地に接する道路とは、開発区域内に設ける道路はもちろんのこと、予定建築物の敷地が開発区域内の道路に接することなく直接開発区域外に接する場合の道路も該当する（2号道路）。

表2-3-1において、住宅の敷地及び住宅以外の敷地でその規模が1,000㎡未満のものを道路幅員6.0m以上としたのは、消防活動に際して消防車が他の車両とすれ違いが可能な幅員を想定したためである。また、住宅以外の敷地でその規模が1,000㎡以上のものを道路幅員9.0m以上としたのは、大型車両等の頻繁な交通が予測され、歩車道分離を行い歩行者の安全を確保するためである。さらに、人・車

の発生交通量が多い建築物のものを道路幅員 12.0mとしたのは、歩道を広くとり停車帯を設けることを考慮したためである。なお、開発区域内に設ける道路は、原則として通り抜けができる構造とすること。

表 2-3-1 都市計画法施行令第 25 条第 2 号道路の幅員

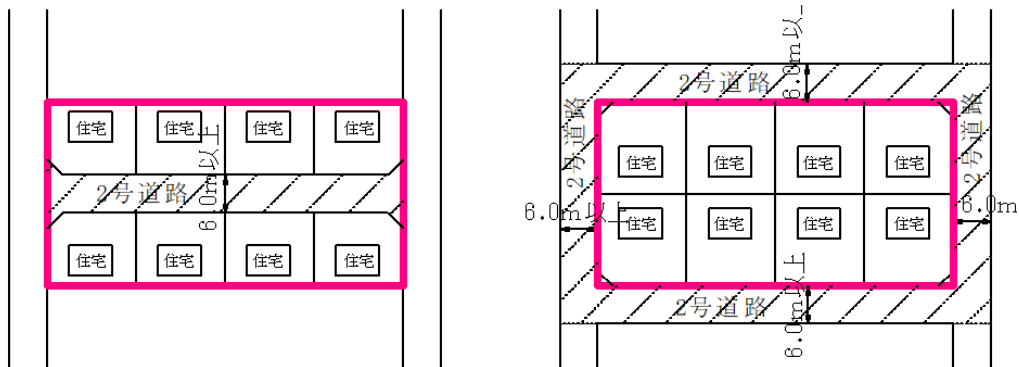
予定建築物の用途	区域面積	道路幅員
住宅系	1,000 m ² 未満 1,000 m ² 以上	6.0m以上
住宅系以外		
人・車の発生交通量が多い建築物		12.0m以上

住宅系・・・戸建住宅（専用住宅）、共同住宅、長屋住宅等

住宅系以外・・・店舗、工場、社会福祉施設等

人・車の発生交通量が多い建築物・・・ショッピングセンター、ホテル等

【参考例】都市計画法施行令第 25 条第 2 号道路

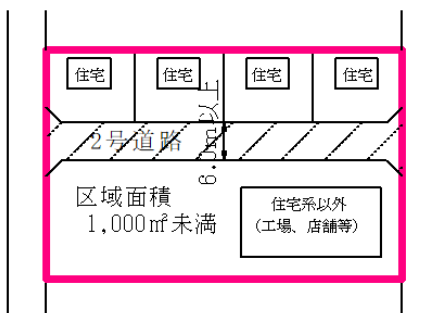


住宅系①

(開発区域内に道路を設ける場合)

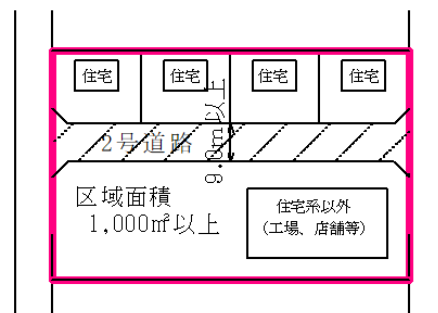
住宅系②

(開発区域内に道路を設けない場合)



住宅系+住宅系以外①

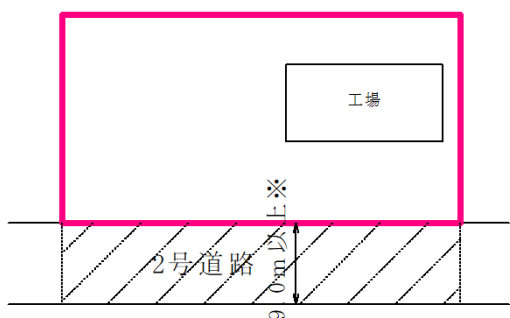
(住宅以外の区域面積1,000m²未満)



住宅系+住宅系以外②

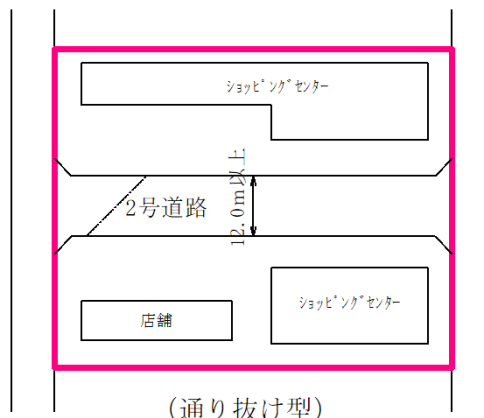
(住宅以外の区域面積1,000m²以上)

2 道路に関する基準



工場

(開発区域内に道路を設けない場合)
 ※ただし書きの定義を満たすことで、
 6.0m以上に緩和も可



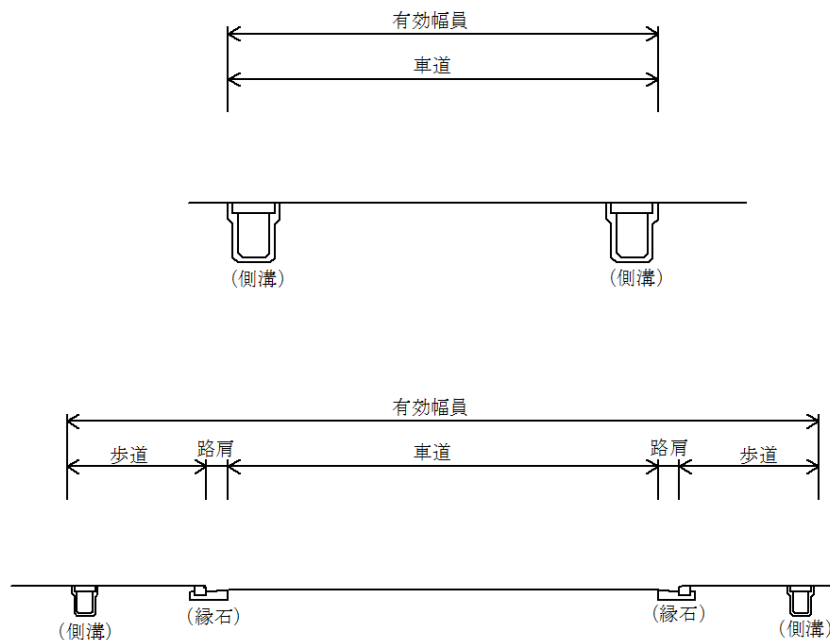
(通り抜け型)

住宅系以外+ショッピングセンター

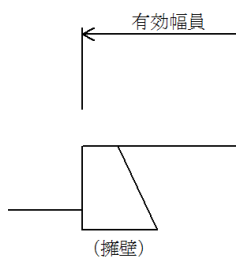
(開発区域内に道路を設ける場合)

《解説》 2号道路における有効幅員の考え方について

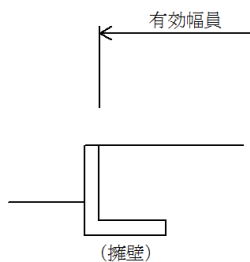
道路の有効幅員は、道路としての形状がある幅員であり、道路構造令に規定する歩道、自転車道、自転車歩行者道、車道、中央帯及び路肩における幅員をいう。また、端部の有効幅員の取り扱いは、構造物の種類に応じて以下のとおり取り扱う。



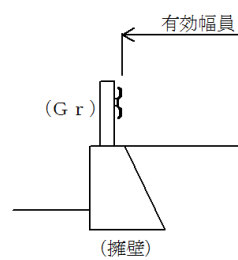
●道路側溝



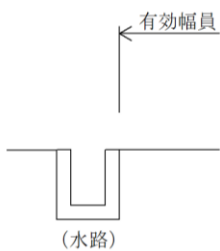
●重力式擁壁



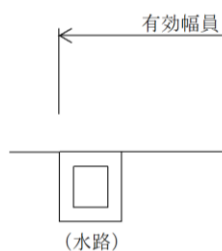
●L型擁壁



●ガードレール



●水路 (開渠)

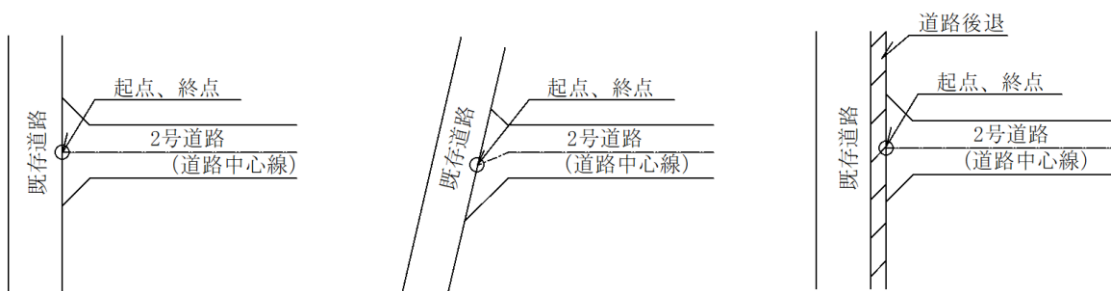


●水路 (暗渠)

2 道路に関する基準

《解説》2号道路における路線延長の考え方について

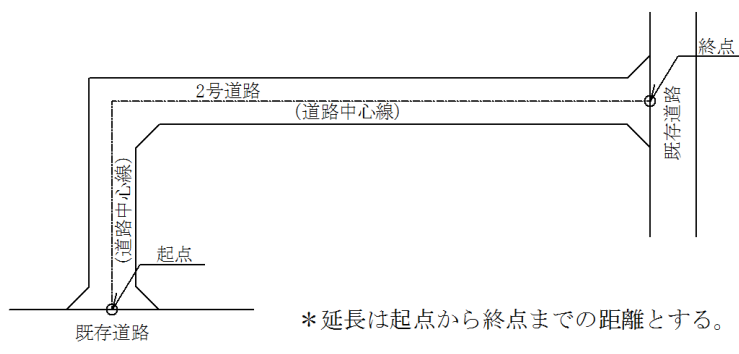
開発区域内に設ける道路（2号道路）の延長は、下図を参考に起点及び終点を決定し、起点から終点までの道路中心線の距離を1路線の延長とする。



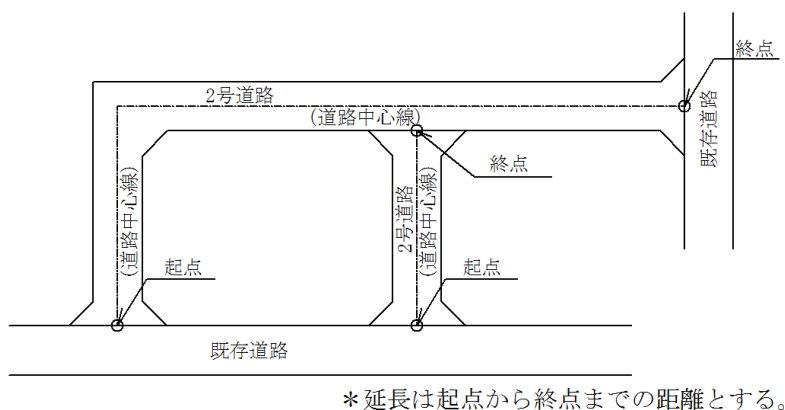
●垂直に交差

●斜めに交差

●道路後退を伴う交差



●L型道路



●分岐道路

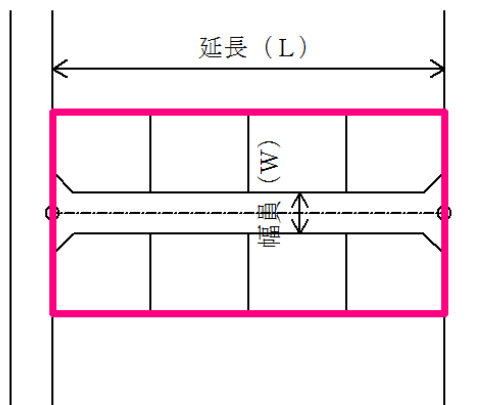
(2) 都市計画法施行令第 25 条第 2 号括弧書き道路（小区間の道路の幅員）

住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為では、開発区域内に設ける道路の幅員は原則 6.0m 以上を確保しなければならないが、開発区域の全体もしくはその区域の一部（以下、「一団の開発区域」という。）の面積が 0.3ha 未満の開発区域内の新設道路でかつ道路延長が $L=70\text{m}$ 以下である小区間で、通行上支障がないと認められる道路においては、道路の幅員を 4.0m まで緩和することができる。

ただし、開発区域全体の面積が 0.3ha 以上である場合は、当該開発区域の骨格となり、かつ通り抜けができる幅員 6.0m 以上の道路を 1 路線以上配置すること。

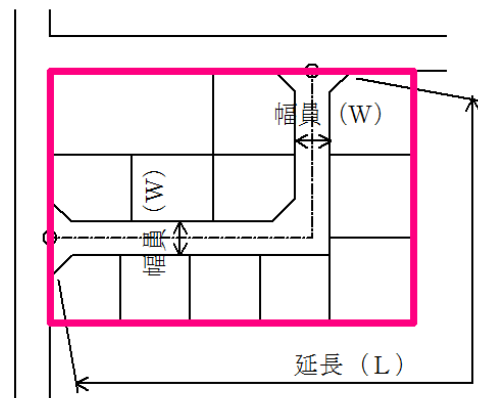
表 2-3-2 小区間の道路の幅員緩和

一団の開発区域の面積	0.3ha 未満
路線延長	70m 以下
道路幅員（有効幅員）	4.0m 以上



延長 (L) $\leq 70\text{m}$ → 幅員 (W) 4.0m 以上

■ I 型道路（開発区域面積 0.3ha 未満）



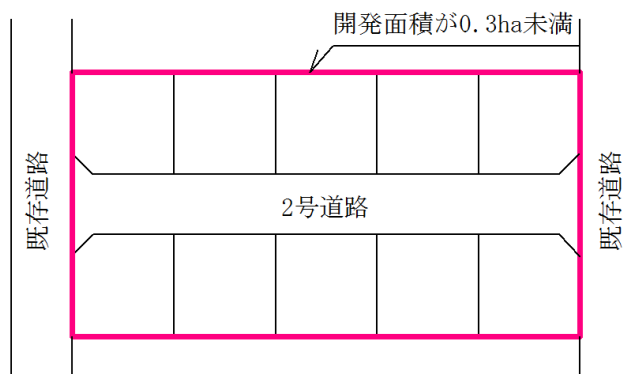
延長 (L) $\leq 70\text{m}$ → 幅員 (W) 4.0m 以上

■ L 型道路（開発区域面積 0.3ha 未満）

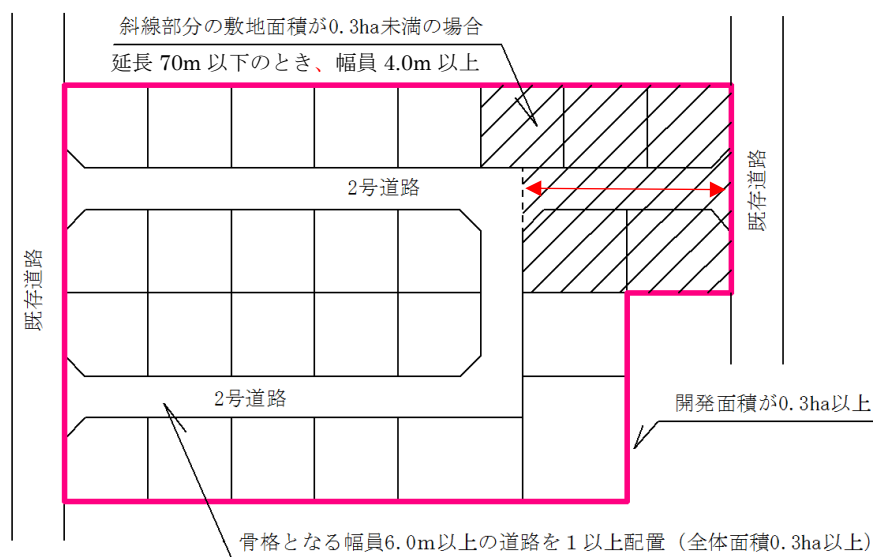
2 道路に関する基準

《解説》一団の開発区域の面積が0.3ha未満の開発行為

一団の開発区域の面積が0.3ha未満の開発行為とは、開発区域全体の面積が0.3ha未満であるもののほか、開発区域内に設けられた道路に接する一団の敷地面積が0.3ha未満である部分も該当する。



●開発区域全体の面積が0.3ha未満であるもの



●開発区域内に設けられた道路に接する一団の敷地面積が0.3ha未満であるもの

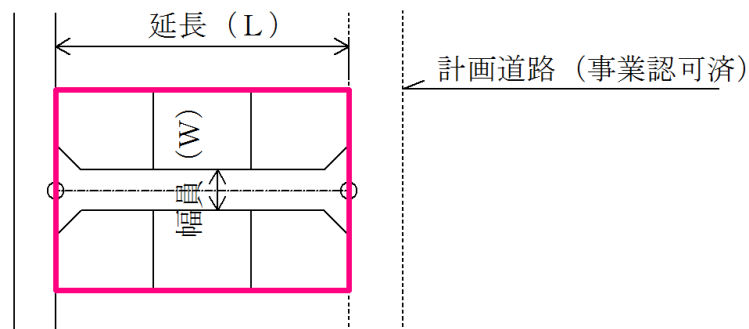
(3) 都市計画法施行規則第24条第5号ただし書き道路（行き止まり型道路）

開発区域内の道路は、原則袋路状（行き止まり型）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

ア 計画道路（事業認可済道路等）の予定がある場合

当該道路と他の道路との接続が比較的近い将来具体化されている場合（事業認可等）は、開発区域の面積を問わず行き止まり型を採用することができる。なお、道路の幅員は原則として6.0m以上であるが、一団の開発区域の面積が0.3ha未滿の場合は、2号括弧書き道路（小区間の道路の幅員）の基準を準用し、幅員を4.0mまで緩和することができる。

【参考例】計画道路（事業認可済道路等）に接続する道路



延長 (L) \leq 70m → 幅員 (W) 4.0m以上

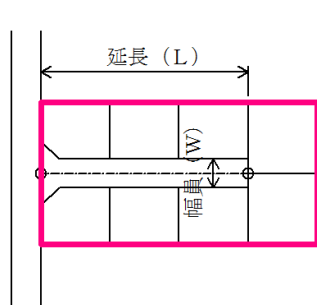
2 道路に関する基準

イ 一団の開発区域の面積が 0.3ha 未満である場合

一団の開発区域の面積が 0.3ha 未満の開発行為で築造される道路は、行き止まり型を採用することができる。また、道路の幅員は原則として 6.0m 以上であるが、道路の延長もしくは形状に応じて、自動車の転回等が困難であると判断される箇所等に転回広場を設けることにより、幅員を 4.0m まで緩和することができる。

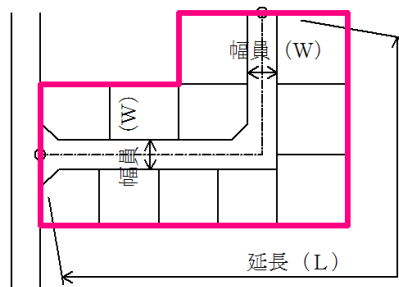
なお、0.3ha 未満の開発行為で行き止まり型を採用する場合は、歩行者専用道路、公園あるいは他の道路に接続する幅員 2.0m 以上のフットパスや避難通路などを設け、人が通り抜けできるようにすることが望ましい。

【参考例】 行き止まり型道路の形状（I 型、L 型、P 型）



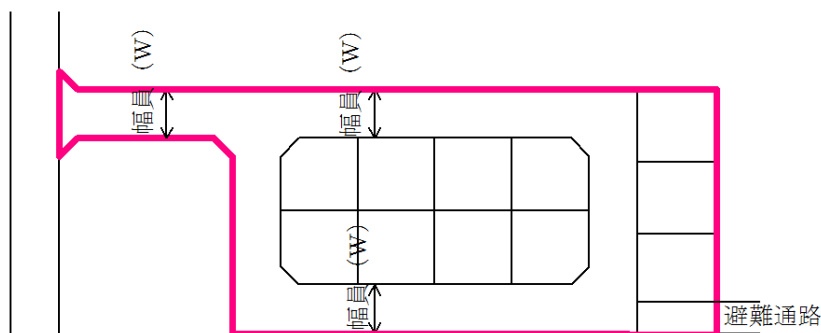
※幅員 (W) 6.0m 以上 (延長 (L) 問わず)

■行き止まり型道路 (I 型)



※幅員 (W) 6.0m 以上 (延長 (L) 問わず)

■行き止まり型道路 (L 型)



幅員 (W) 6.0m 以上

■行き止まり型道路 (P 型)

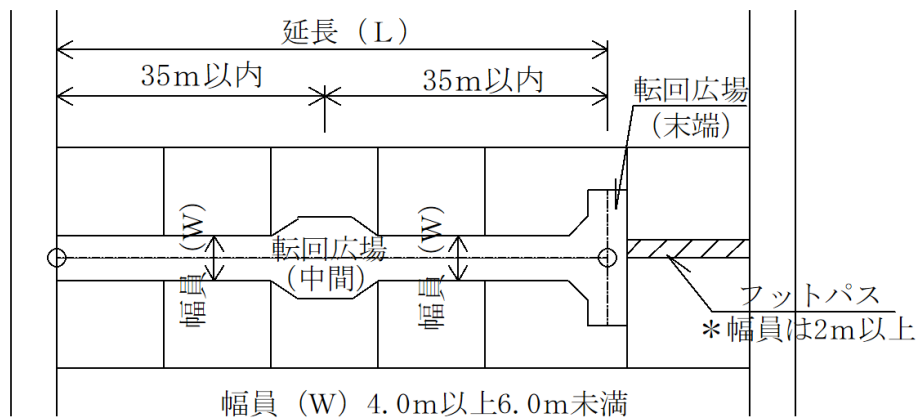
《解説》行き止まり型道路における転回広場

① 自動車の転回等が困難であると判断される場合（転回広場が必要となる場合）

開発区域内に設ける道路の幅員が4.0m以上6.0m未満、かつ、延長が35mを超える場合は、終端及び区間35m毎に転回広場を設置すること。また、道路の始端から終端まで見通しができない場合は、延長が35m以下であっても終端または途中の折れ点に転回広場を設けること。なお、延長が35m以下で終端までの見通しができる場合であっても、終端部に転回広場を設けることが望ましい。

表2-3-3 幅員6.0m未満で延長が35mを超える場合

道路幅員	4.0m以上6.0m未満
転回広場の設置が必要な延長距離 (P2-6、-7参照)	35mを超える場合
転回広場の設置位置及び箇所数	終端及び区間35m毎に1箇所



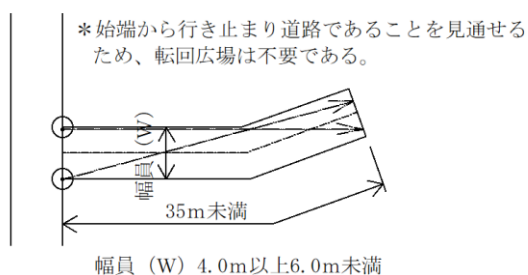
※中間部分は35m以内に転回広場を設け、
末端部分にも転回広場を設ける。

■転回広場の設置位置

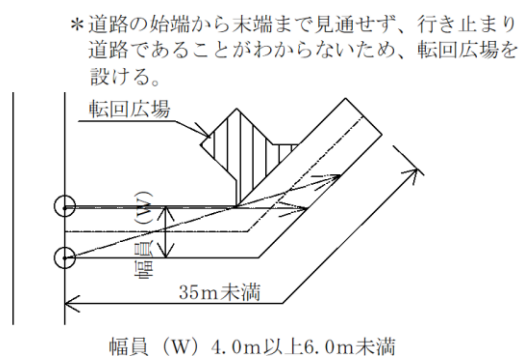
2 道路に関する基準

表 2-3-4 始端から終端まで見通しができない場合

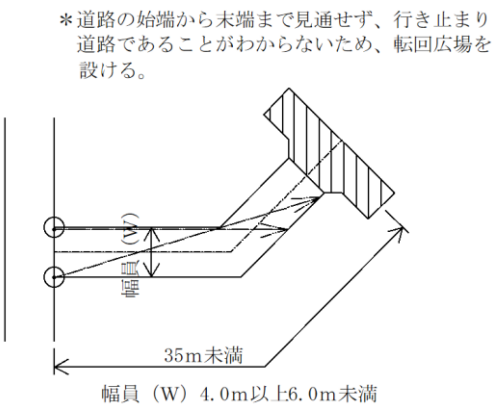
道路幅員	4.0m以上6.0m未満
転回広場の設置が必要な道路形状	始端から終端まで見通しができない場合
転回広場の設置位置及び箇所数	終端または途中の折れ点に1箇所
道路延長	延長を問わず転回広場を設置



■ 終端が見通せる場合 (設置不要)



■ 終端が見通せない場合 (折れ点に設置)

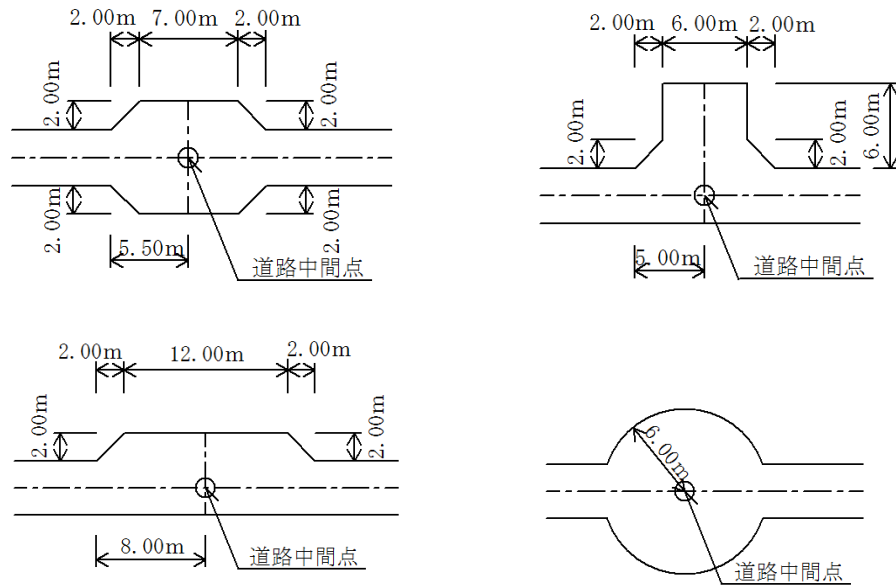


■ 終端が見通せない場合 (終端に設置)

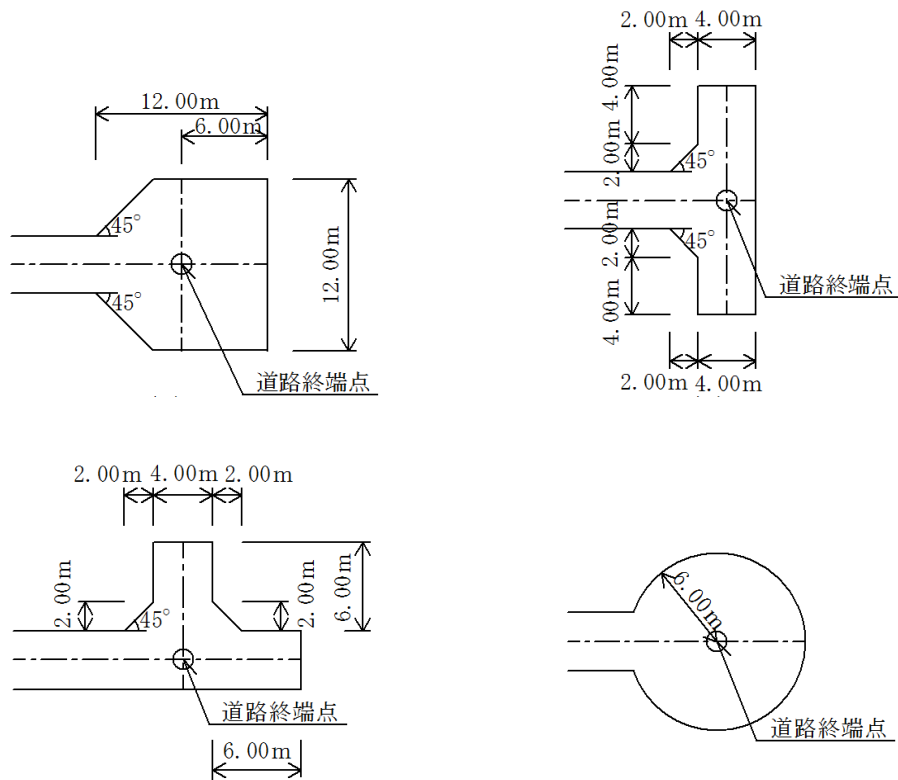
② 転回広場の形状

道路の中間及び終端に設置する転回広場の形状は、以下を参考にすること。

【参考例】 転回広場（中間型）



【参考例】 転回広場（終端型）



2 道路に関する基準

(4) 都市計画法施行令第25条第2号ただし書き道路（単体的な開発行為）

令第25条第2号ただし書きを適用するには、「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造」及び規則第20条の2の要件を満たす必要があり、令第25条第2号ただし書きを適用するには、次の事項に留意すること。

ア 令第25条第2号ただし書きの適用となる対象は、開発区域内に道路を設けず、開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的な開発行為であること（開発区域外の既存道路のみに適用される。）。

また、開発区域内に新たに道路を設ける場合については、当該道路が接続する開発区域外の既存道路は令第25条第4号の規定が適用される。

イ 「開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難」とは、次の事項について総合的に判断する。

① 開発区域の規模

開発区域の規模が小さく、周辺の交通等に比して既存道路を拡幅することに伴う負担が著しく過大の場合等。

② 開発区域の形状

開発区域の形状により、開発区域内に道路を設けることができない場合等。

③ 開発区域の周辺の土地の地形

開発区域の周辺にがけや河川等が存在しており、既存道路の拡幅が困難である場合等。

④ 開発区域の周辺の土地の利用の態様

既存道路沿いに建築物が連たんしている等により、既存道路の拡幅に際しての用地確保の困難および建築物の移転困難である場合等。

ウ 「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がない」とは、次の事項について総合的に判断する。また、開発区域が複数の既存道路に接する場合は、主となる進入路のみ令第25条第2号ただし書きが適用され、それ以外に接する道路については、建築基準法に基づく道路後退以外は原則として後退する必要がない。ただし、管理者と協議の結果、道路後退が必要と判断される場合は、この限りでない。

① 環境の保全

良好な市街地の環境を確保する観点から、日照、通風、採光等の点で支障がない場合等。

② 災害の防止

避難活動上及び消防活動上支障がない場合等。

③ 通行の安全

車両の交通量や歩行者の数が少ない場合等。ただし、予定建築物の用途が住宅系（共同住宅や長屋等）や大規模商業施設（デパート等）や大規模流通業務施設は、多数の車両の出入りが見込まれることから、令第25条第2号ただし書きの適用外とする。

④ 事業活動の効率

業務を行う開発行為の場合において、事業活動の支障が生じない場合等。

【参考例】都市計画法施行令第25条第2号ただし書き道路（面積や延長の規定なし）

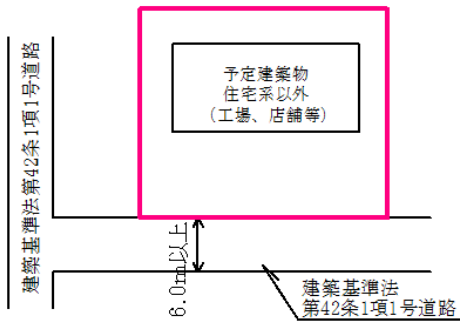


図1 一敷地の単体的な開発行為
(既存道路が6.0m以上の場合)

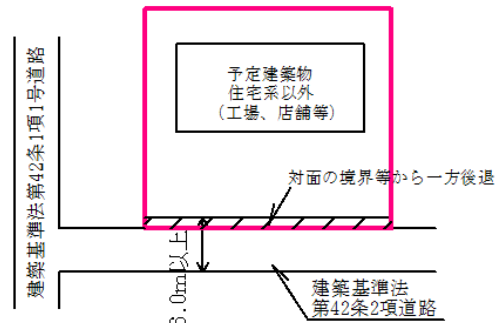


図2 一敷地の単体的な開発行為
(既存道路が6.0m未満の場合)

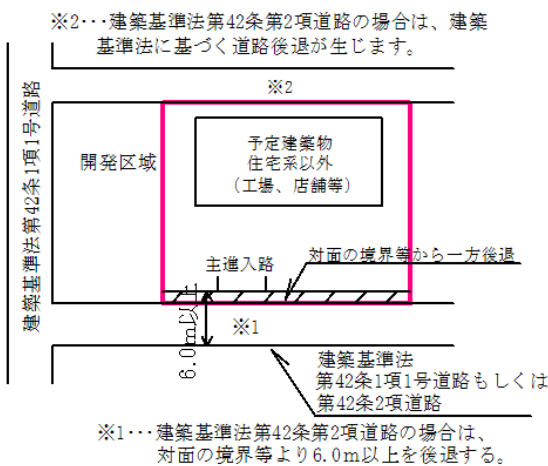


図3 一敷地の単体的な開発行為
(既存道路が開発区域に二方向接する場合)

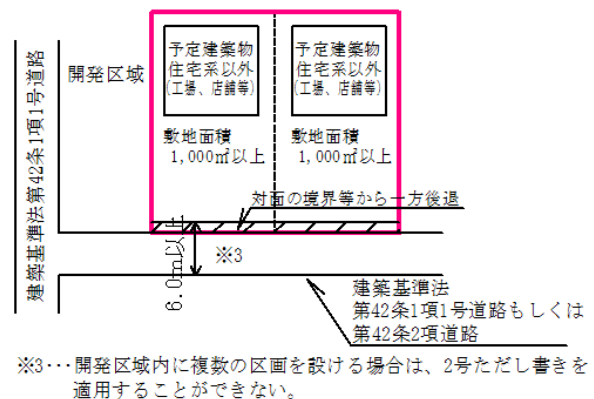


図4 開発区域内に複数の区画を設ける開発行為

2 道路に関する基準

2-4 都市計画法施行令第25条第4号（開発区域内の主要な道路が接続する道路の幅員）

令第25条（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

四 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9m（主として住宅の建築の用に供する目的で行なう開発行為にあつては、6.5m）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

- (1) 都市計画法施行令第25条第4号道路（開発区域内の主要な道路が接続する道路）
 開発区域内の主要な道路は、予定建築物の用途に応じて、表2-4-1に掲げる規定値を満たす幅員を有する開発区域外の道路に接続しなければならない。

表2-4-1 都市計画法施行令第25条第4号道路の幅員

予定建築物の用途 *1	道路幅員
住宅系	6.5m以上
住宅系以外	9.0m以上

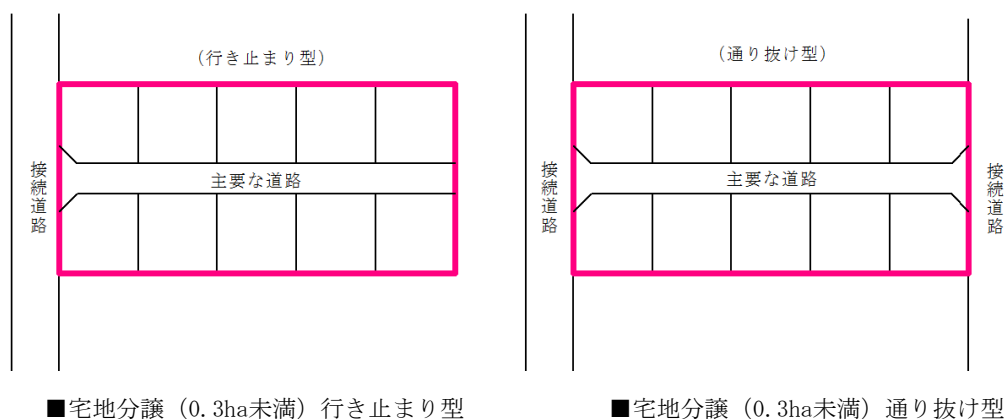
- *1 住宅系…戸建住宅（専用住宅）、共同住宅、長屋住宅等
 住宅系以外…店舗、工場、社会福祉施設等、ショッピングセンター、ホテル等

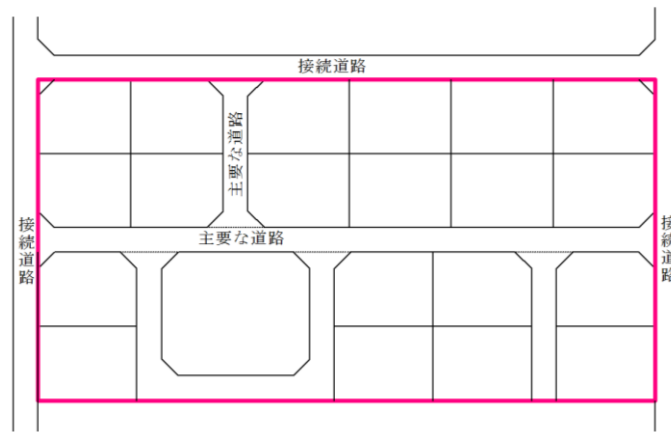
《解説》主要な道路、接続道路

主要な道路…開発区域内の2号道路のうち、開発区域の規模を勘案したうえで、開発区域内の道路の骨格となり、接続する開発区域外の道路から開発区域内に交通を導入する道路をいう。

接続道路…主要な道路が接続する開発区域外の既存道路をいう（4号道路）。

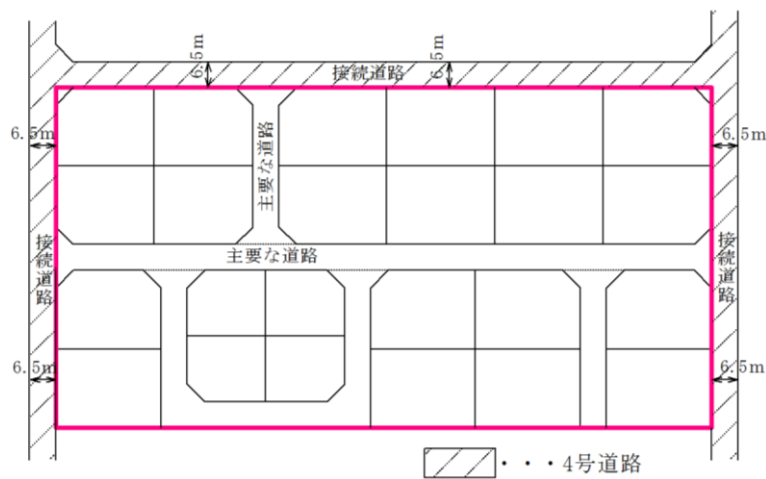
【参考例】主要な道路と接続道路



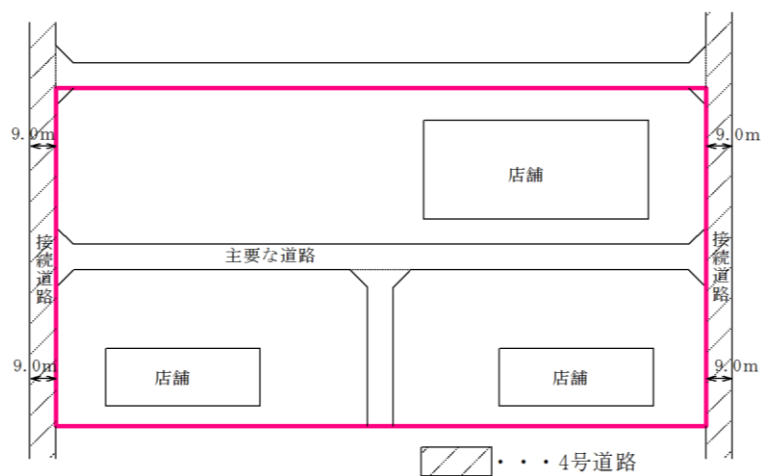


■宅地分譲 (0.3ha以上)

【参考例】都市計画法施行令第25条第4号道路の幅員



■住宅系用途の場合 (6.5m以上)



■住宅系以外の用途の場合 (9.0m以上)

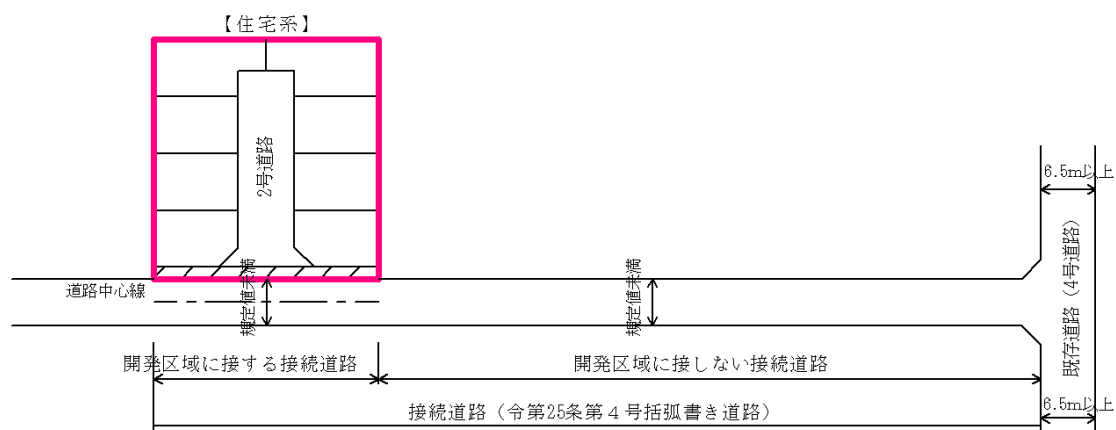
2 道路に関する基準

(2) 都市計画法施行令第25条第4号括弧書き道路

接続道路は、予定建築物の用途に応じた幅員を有しなければならないため、接続道路の幅員が規定値を下回る場合は、原則として道路拡幅を行うこと。ただし、建築物が既に建ち並び道路拡幅が困難な場合や災害防止上の支障が生じない場合は、「車両の通行に支障がない」と認める場合に限り、当該道路の幅員を緩和することができる。なお、緩和される接続道路（令第25条第4号括弧書き道路）は、令第25条第4号に規定する幅員を有する道路に連続して繋がっていないなければならない。また、「車両の通行に支障がない」場合とは、多種多様なケースが想定されるため、当該開発地及びその周辺の交通状況に応じて総合的に勘案するものとする。

緩和される接続道路（令第25条第4号括弧書き道路）を開発区域に接する接続道路と開発区域に接しない接続道路に分け、それぞれ次のとおり取り扱うものとする。

【参考例】 開発区域に接する接続道路と開発区域に接しない接続道路



■ 開発区域に接する接続道路と開発区域に接しない接続道路

ア 開発区域に接する接続道路（令第25条第4号括弧書き道路）

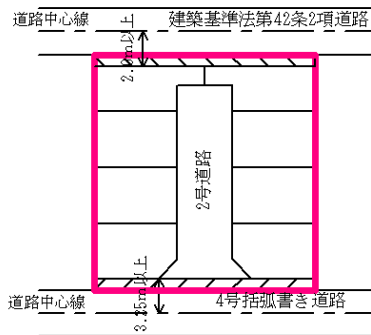
開発区域に接する接続道路は、予定建築物の用途、開発規模に応じて表2-4-2に掲げる幅員を確保できるよう道路後退を行うこと。

表2-4-2 開発区域に接する接続道路の幅員

予定建築用途の用途	開発区域の面積	道路幅員
住宅系	0.3ha 未満	道路中心線から 3.25m以上 *1 *2
	0.3ha 以上 1 ha 未満	
	1 ha 以上	6.5m以上
住宅系以外	0.3ha 未満	6.5m以上
	0.3ha 以上 1 ha 未満	
	1 ha 以上	9.0m以上

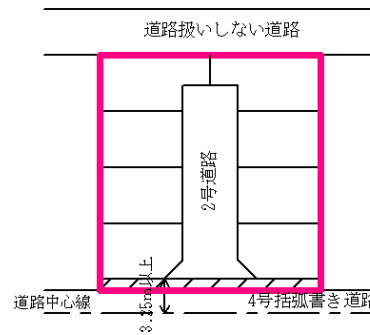
- *1 開発区域の対面地が線路敷地、河川等の場合は、一方後退により幅員6.5mを確保すること。
- *2 開発区域の面積が0.3ha未満である場合の接続道路、もしくは土地区画整理事業において築造された接続道路で、幅員が6.0m以上を有しており車両の通行上支障がないと認められる場合は、道路後退をしなくてもよい。

【参考例】都市計画法施行令第25条第4号括弧書き道路（開発区域に接する部分）



面積0.3ha未満 → 道路中心線から3.25m以上後退

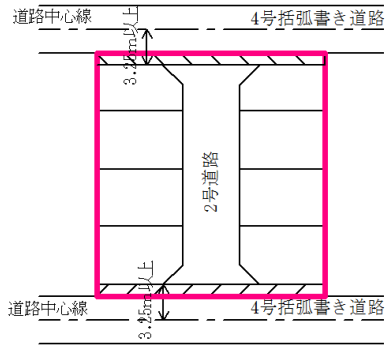
■戸建て宅地分譲（住宅系 0.3ha 未満）



面積0.3ha未満 → 道路中心線から3.25m以上後退

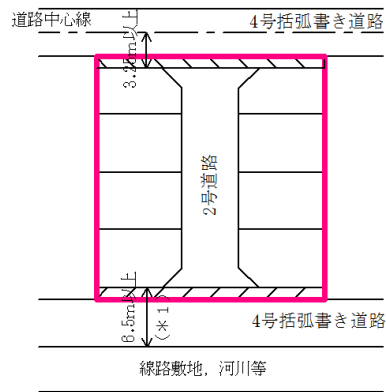
■戸建て宅地分譲（住宅系 0.3ha 未満）

2 道路に関する基準

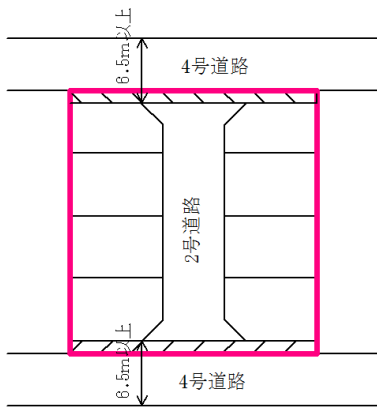


面積0.3ha未満 → 道路中心線から3.25m以上後退
 面積0.3ha以上1.0ha未満 → 道路中心線から3.25m以上後退

■戸建て宅地分譲（住宅系1ha未満）

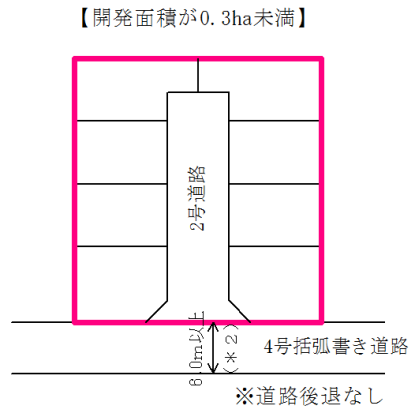


■戸建て宅地分譲（住宅系1ha未満）

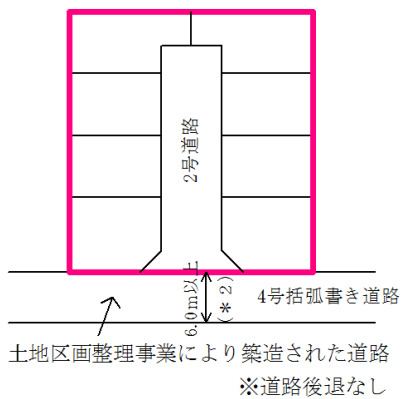


面積1.0ha以上 → 有効幅員6.5m以上（一方後退）
 ※4号括弧書きが適用されない

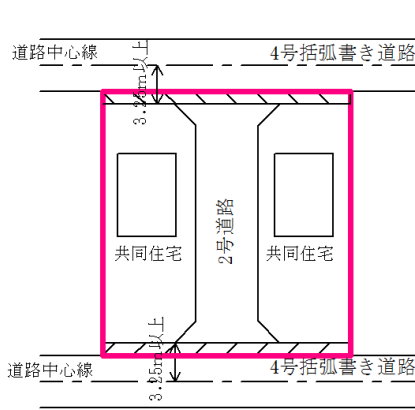
■戸建て宅地分譲（住宅系1ha以上）



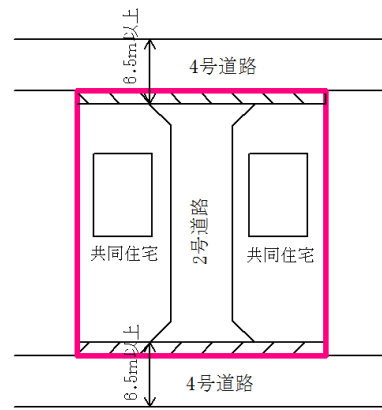
■戸建て宅地分譲（住宅系0.3ha未満）
 （接続道路の幅員が6.0m以上ある場合）



■戸建て宅地分譲（住宅系1ha未満）

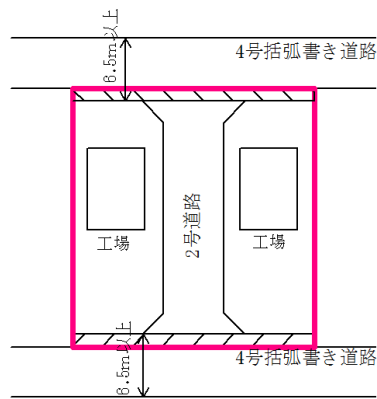


■共同住宅、長屋等（住宅系1ha未満）

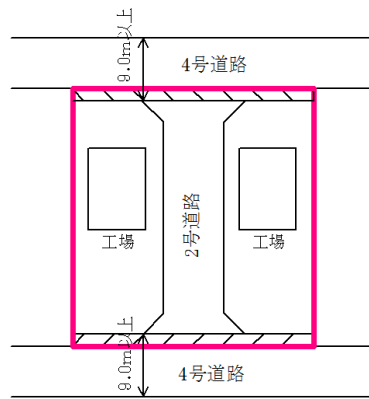


※4号括弧書きが適用されない

■共同住宅、長屋等（住宅系1ha以上）



■その他（工場、店舗等）（住宅系以外1ha未満）

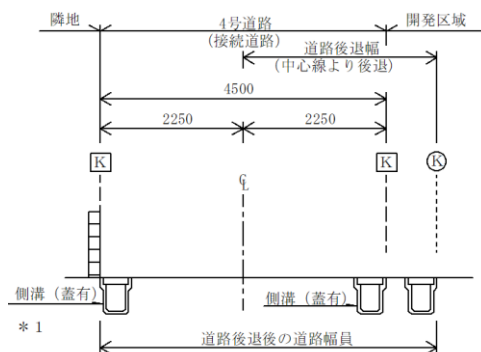


※4号括弧書きが適用されない

■その他（工場、店舗等）（住宅系以外1ha以上）

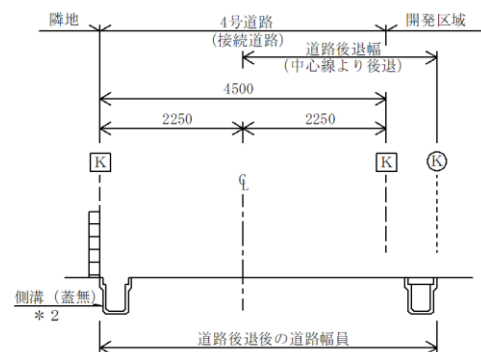
《解説》道路中心線から後退する場合

令第25条第4号括弧書き道路の中心線は、下図を参考に決定するものとする。



*1 側溝の内幅が600mm以下の場合、蓋の有無に関わらず、道路幅員とすることができる。

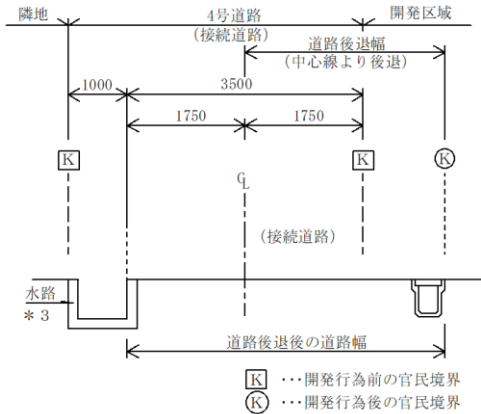
●暗渠側溝



*2 側溝の内幅が600mm以下の場合、蓋の有無に関わらず、道路幅員とすることができる。

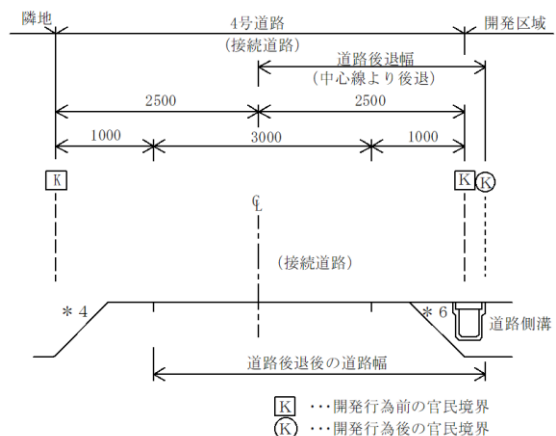
●開渠側溝（600mm以下）

2 道路に関する基準



* 3...水路の内幅が600mmを超え1800mm以下の場合、水路の内面を含め、道路幅員とすることができる。また、蓋付きの水路へ改良するなどを行えば、水路を道路幅員に加えることができる。

●開渠水路（600mm 超え 1,800mm 以下）

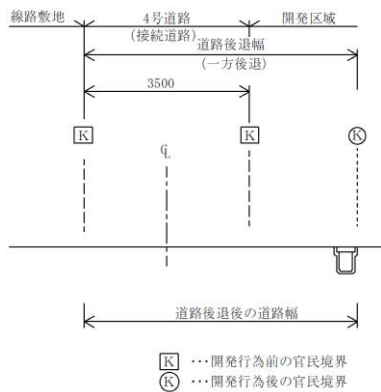


* 4...道路側にのり面などがある場合は、開発行為前の官民境界の中心より道路後退をしなければならない。

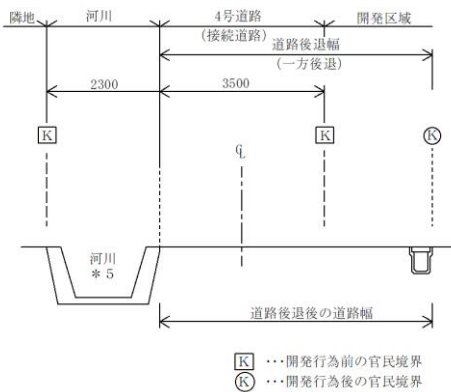
●路肩のり面

《解説》 開発区域の対面より一方後退する場合

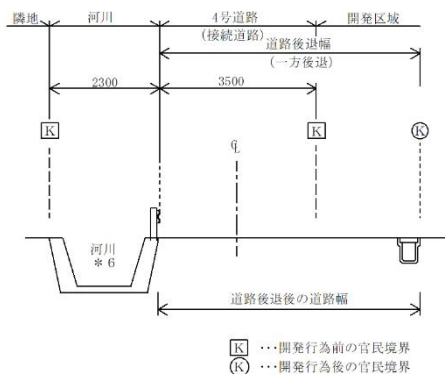
開発区域の対面地が線路敷地、河川等の場合において、下図を参考に対面地より一方後退を行うものとする。



●線路敷地



●河川（ガードレール等なし）



●河川（ガードレール等あり）

* 6...河川の内幅が1800mmを超えかつガードレールがある場合は、ガードレールのビーム面より一方後退しなければならない。

イ 開発区域に接しない接続道路（令第25条第4号括弧書き道路）

開発区域に接しない接続道路は、予定建築物の用途、開発規模に応じて表2-4-3に掲げる幅員を確保すること。

表2-4-3 開発区域に接しない接続道路の幅員

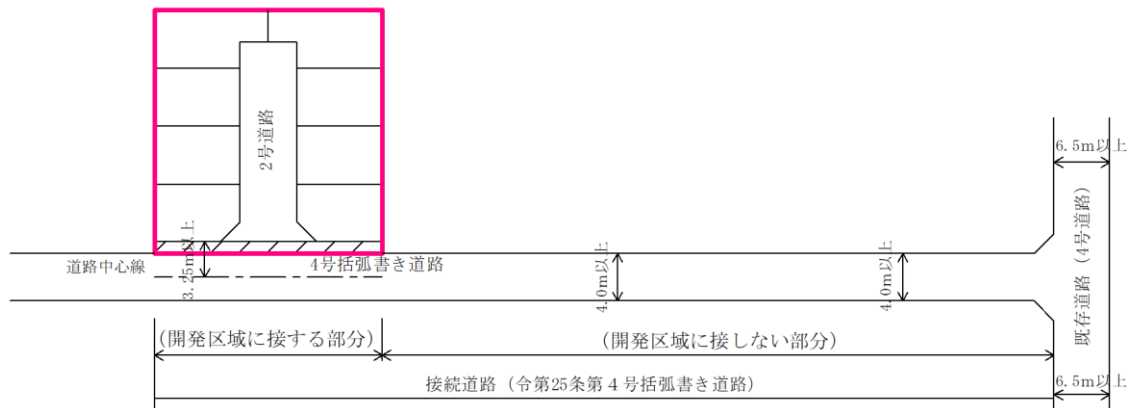
予定建築物の用途	開発区域の面積	道路幅員
住宅系	0.3ha 未満	4.0m以上 *1
	0.3ha 以上 1 ha 未満	4.0m以上 *3
	1 ha 以上	4.5m以上
住宅系以外	0.3ha 未満	4.0m以上
	0.3ha 以上 1 ha 未満	
	1 ha 以上	6.0m以上

*1 開発区域の面積が0.3ha 未満の開発行為において、開発区域に接しない部分の幅員が4.0mを確保できない場合には、当該道路が建築基準法第42条第2項道路で、かつ、その区間の延長60m以内毎に車両が一時的に待避できるスペース*2があれば、道路の幅員を2.7mまで緩和することができる。

*2 車両が一時的に待避できるスペースとは、建築基準法第42条第1項に規定する道路、建築基準法第42条第2項道路または赤道等の官有地で、幅員が2.7m以上かつ路線延長が10m以上のもの、もしくは転回広場（中間型）をいう。

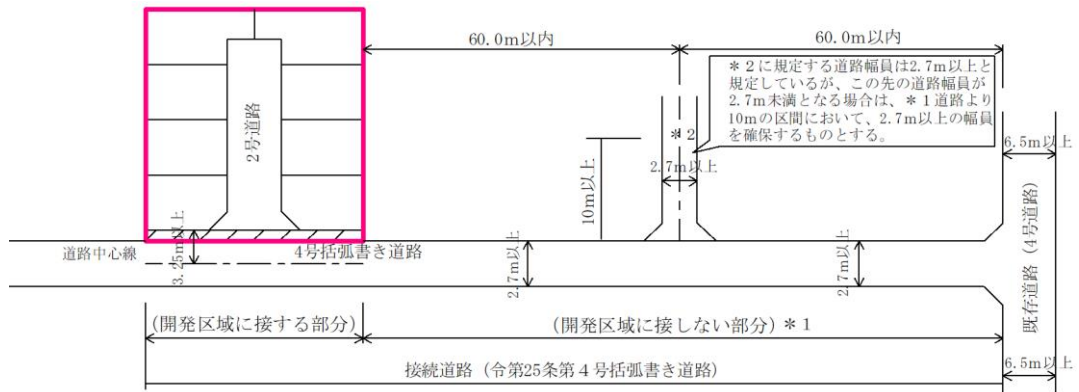
*3 開発区域の面積が0.3ha 以上 1 ha 未満の開発行為において、開発区域に接しない部分の幅員が4.0mを確保できない場合に開発区域への主たる進入路以外の通路は、前述の「*1」を準用することができる。

**【参考例】 都市計画法施行令第25条第4号括弧書き道路
（開発区域に接する部分と開発区域に接しない部分）**

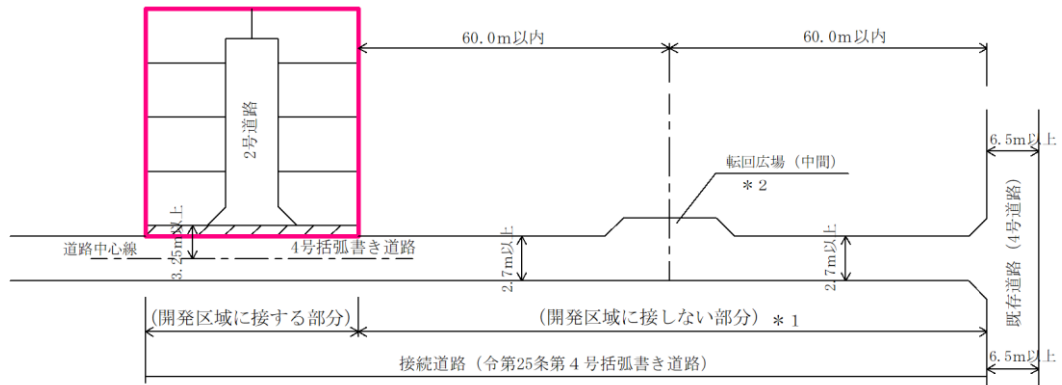


■戸建て宅地分譲（住宅系 0.3ha 未満）開発区域に接しない部分 4.0m以上

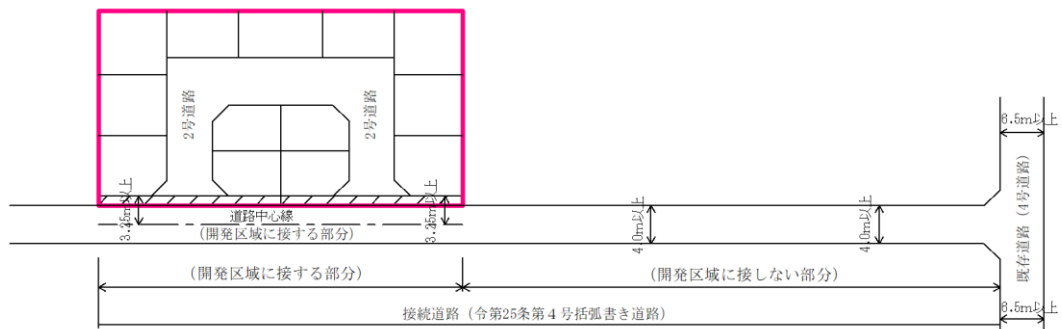
2 道路に関する基準



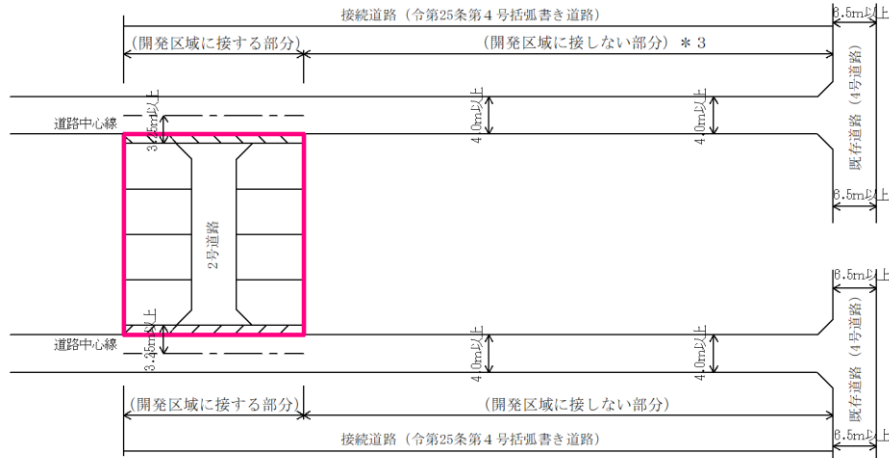
■戸建て宅地分譲（住宅系 0.3ha 未満）開発区域に接しない部分 4.0m未満①



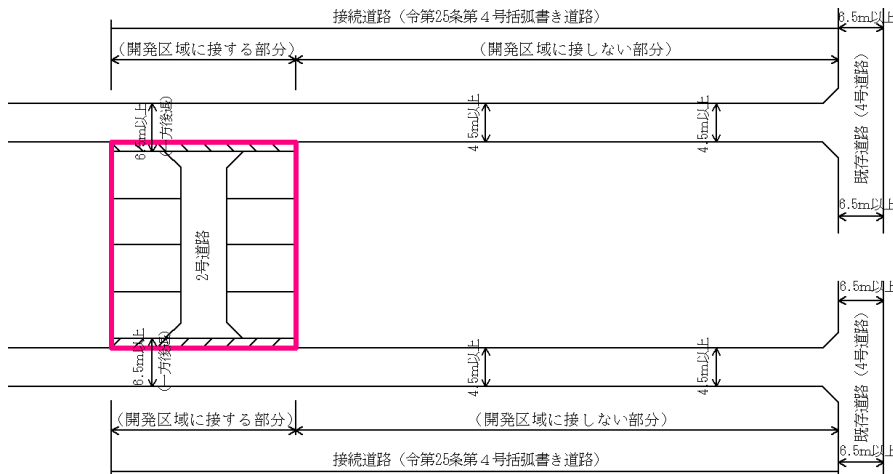
■戸建て宅地分譲（住宅系 0.3ha 未満）開発区域に接しない部分 4.0m未満②



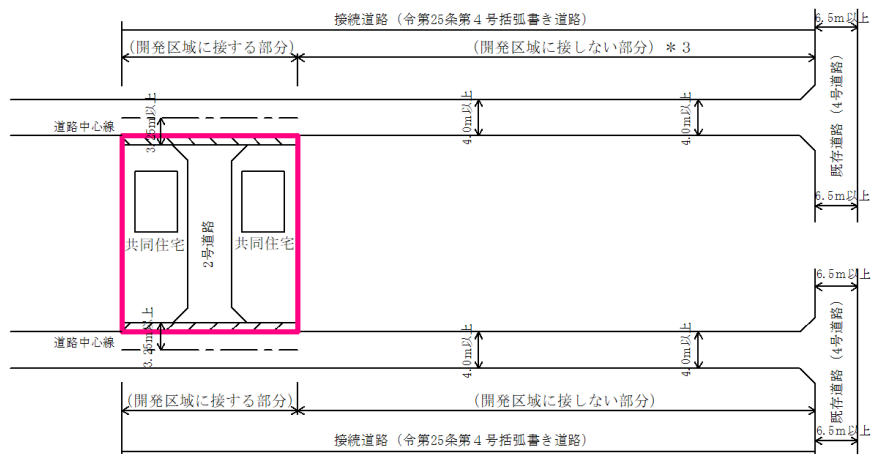
■戸建て宅地分譲（住宅系 0.3ha 以上 1ha 未満）①



■戸建て宅地分譲（住宅系0.3ha以上1ha未満）②

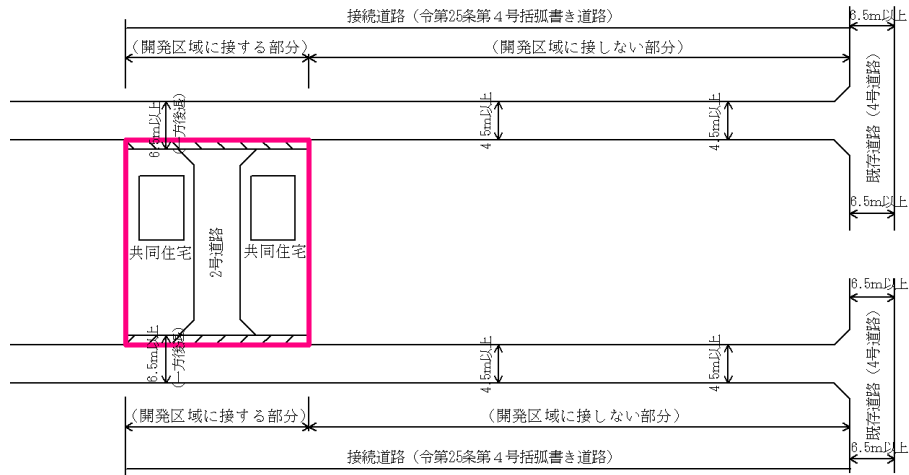


■戸建て宅地分譲（住宅系1ha以上）

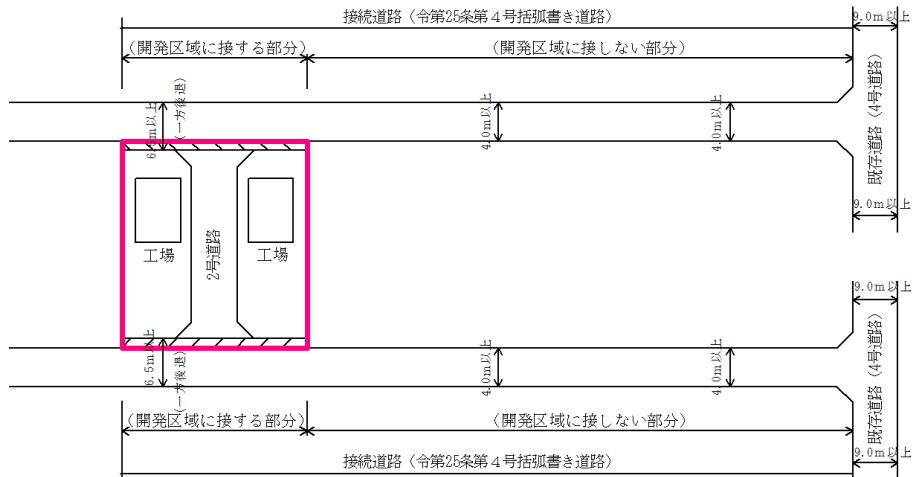


■共同住宅、長屋等（住宅系0.3ha以上1ha未満）

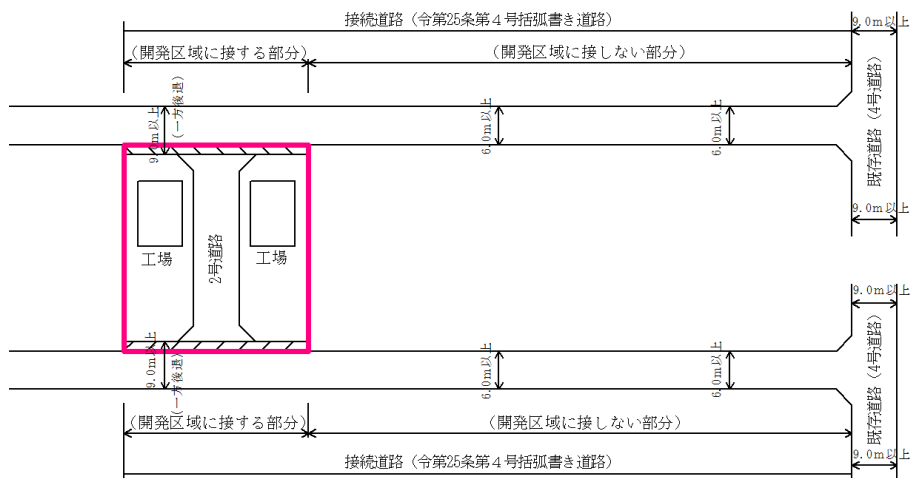
2 道路に関する基準



■共同住宅、長屋等（住宅系1 ha以上）



■その他（工場、店舗等）（住宅系以外1 ha未満）



■その他（工場、店舗等）（住宅系以外1 ha以上）